次世代につなぐ果樹産地づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 知事は、果樹の働きやすい園地づくりや高品質果実生産を推進するため、次世代につなぐ果樹産地づくり事業を実施する農業者及び団体、又は農業者及び団体が行う事業を補助する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、和歌山県補助金等交付規則(昭和62年和歌山県規則第28号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(事業実施主体)

第2 この要綱において「事業実施主体」とは、和歌山県内に居住又は本店等を置く農業者、農業協同組合・農業協同組合連合会、農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)、農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう。)、農業者等をもって組織する団体(法人でない団体にあっては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約が定められているものに限る。)並びにこれらの団体を主たる構成員とする協議会及びその他知事が認める団体とする。

(補助対象事業)

- 第3 補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとする。
 - (1) 和歌山県内で実施する総事業費が5,000万円未満の事業
 - (2) 事業実施主体が行う別表に掲げる整備事業又は推進事業
 - (3) 前号の事業を行う事業実施主体に対して市町村が行う補助事業及び前記補助事業 であって別表に定める補助率又は第4の2に規定する1事業実施主体当たりの上 限額を超える額の補助を行う事業

(補助対象、補助率及び補助金の額)

- 第4 補助対象及び補助率は、別表に定めるとおりとする。また、算出された補助金額に 1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 補助金の上限額は、1事業実施主体当たり1,200万円以内とする。ただし、流通施設又はハウスの高度化に係る整備事業に取り組む場合は、1事業実施主体当たり2,000万円以内とする。
- 3 第3の(3)に規定する市町村が行う事業への補助金の額は、事業実施主体が行う事業 に要する経費につき前2項の規定により算出した額以下の額とする。

(事業実施に当たっての留意事項)

- 第5 事業実施により機械設備を導入するに当たっては、次の事項に留意するものとする。
 - (1) 補助対象事業費は、事業実施地区の実情に即した適正な価格により算出し、施設の規模及び構造は、事業の目的に合致したものでなければならない。
 - (2) 事業実施主体が自費又は他の助成により実施中の事業を本事業に切り替えて補助の対象とすることは、認めないものとする。
 - (3) この補助金の交付と対象経費を重複して、国及び県の他の助成を受けてはならない。

(交付申請)

第6 規則第4条に規定する補助金等交付申請書に添付すべき書類の様式等は、次のと おりとする。

書類	様 式	提出期限	
事業計画書	別記第1号様式	別に定める	
収支予算書	別記第2号様式		

2 甚大な気象災害等により被災した場合は、補助金交付決定前に別表の整備事業に着 手できるものとする。また、第5の(2)の規定は適用しない。

(交付条件)

- 第7 規則第6条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。) しようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の配分(当該補助対象事業費の30パーセント未満の配 分変更を除く。)を変更しようとする場合
 - ウ 補助事業を廃止しようとする場合
 - (2) 前号に該当しない変更については、次世代につなぐ果樹産地づくり事業軽微変 更届(別記第3号様式)により知事に報告しなければならない。ただし、事業完了 時に事業費の軽微な変更が判明した場合は、実績報告をもって代えることができる。
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意を持って管理するとともに、補助金交付の目的に従ってそ

の効率的な運営を図らなければならないこと。

- (5) 前号の財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第 15号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間内 (ただし、大蔵省令に定めのない財産については、農林水産大臣が別に定める期間 内)において知事の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、 交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの 帳簿及び書類を補助金の交付を受けた事業実施年度終了後5年間保管しなければ ならないこと。
- (7) 事業実施主体を補助する市町村は、補助金の交付に際しては、事業実施主体に対し県から付された条件と同じ条件を付さなければならないこと。

(事業計画の変更)

- 第8 次に掲げる事由等により事業計画を変更しようとする場合には、次世代につなぐ 果樹産地づくり事業計画変更承認申請書(別記第4号様式)に変更事業計画書(別記第 1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければな らない。ただし、次条の規定による補助金の変更交付申請を行う場合は、これを省略す ることができる。
- (1) 第7の(1)のア又はイの規定により知事の承認を受けようとする場合
- (2) 補助金の増額又は30パーセントを超える減額をしようとする場合

(変更交付申請)

第9 前条に伴う補助金の変更交付を申請しようとする場合には、次世代につなぐ果樹産地づくり事業補助金変更交付申請書(別記第5号様式)に変更事業計画書(別記第1号様式)及び変更収支予算書(別記第2号様式)を添付して知事に提出しなければならない。

(事業の廃止)

第10 第7の(1)のウの規定により事業を廃止しようとする場合には、次世代につなぐ 果樹産地づくり事業廃止承認申請書(別記第6号様式)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11 規則第13条に規定する補助事業等実績報告書に添付すべき書類の様式等は、 次のとおりとする。

書類	様 式	提出期限	
事業実績書	別記第1号様式	補助事業完了後30日以 内又は当該年度の3月3	
収支精算書	別記第2号様式	1日のいずれか早い日	

(補助金の概算払)

第12 別表の推進事業に取り組む事業実施主体は、規則第16条第2項の規定による 概算払を受けようとするときは、次世代につなぐ果樹産地づくり事業補助金概算払請 求書(別記第7号様式)にその請求額の内訳を示す書類その他知事が必要と認める書類 を添えて、知事に提出しなければならない。

(書類の経由)

第13 規則又はこの要綱に基づき提出する書類は、事業実施主体の所在地を管轄する 振興局長を経由しなければならないが、やむを得ない事由がある場合に限り圃場の所 在地を管轄する振興局長を経由することは妨げない。ただし、県内全域に事業実施地又 は受益者が存在する場合は、この限りでない。

(その他)

第14 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定める。 2 事業実施主体は、補助金の交付等に関して知事から指示がある場合は、その指示に 従わなくてはならない。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の事業から適用する。

別表(第3、4、12関係)

事業	対策区分	補助対象	補助率	
整	超省力化栽 培の推進	スマート農機の導入に要する経費 作業受託機器の導入に要する経費 戦略品種の 戦略品種への改植・高接に要する経費		
備事	戦略品種の 早期産地化			
業	生産基盤の 強化	高品質化につながる機械施設等の整備、省力化 につながる機械施設等の整備、輸出に対応する ための改植・高接、集出荷施設等の整備等に要 する経費	く。) の3分の	
推進事業	推進事業	栽培技術実証ほの設置、国内外のマーケットインに対応した戦略果実の増産・販路開拓、戦略品種等の新商品開発・販路拡大、果実の機能性調査研究及びPR等に要する経費	補助対象経費 (消費税及び地 方消費税を除 く。)の2分の 1以内	